

小 山 町 区 長 会 会 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、小山町区長会（以下「本会」という。）と称し、事務所は小山町役場内に置く。

(目的)

第2条 本会は、各区相互の親睦を図り、町の行政運営に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、小山町区長の職にある者を以って組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第5条 会長及び副会長は、次に掲げる地区区長会長（以下「各地区区長会長」という。）とする。

- (1) 成美地区
- (2) 明倫地区
- (3) 足柄地区
- (4) 北郷地区
- (5) 須走地区

2 会長は、前項各号の輪番制とする。ただし、特別な理由がある場合は、その年度の各地区区長会長の協議により変更することができる。

なお、輪番制による会長当番地区については、地区の事情により、地区区長会長を別に選出することができる。

3 副会長は、会長以外の地区区長会長とする。

4 幹事は、次の各号に掲げる地区から当該各号に定める人数を選出する。

- (1) 成美地区 2名
- (2) 明倫地区 2名
- (3) 足柄地区 1名
- (4) 北郷地区 2名

(5) 須走地区 1名

5 会計は、会長選出地区から選出する。

6 監事は、会長選出以外の地区から選出する。

(任期)

第6条 会長の任期は1年とする。

2 会長以外の役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

(任務)

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは代理する。

3 幹事は、会務の審議と連絡に当たる。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、区長会及び幹事会とする。

2 区長会は、会員の全体会議で、町より提出された議案の審議のほか、町民の要望事項に関し、必要と認められた場合は、調査し又は審議し、これを町長に具申する。

3 会則の改正は幹事会で審議し、区長会で決定する。

4 幹事会は、第4条中第1号から第4号までの役員で構成し、区長会に提出する議案のうち、特に必要と思われる議案を事前に協議調整するほか、本会の目的達成に必要な調査研究をする。

5 会議は必要に応じ、会長が招集する。

(経費)

第9条 本会を維持する経費は、会員の納める会費、助成金その他の経費の収入を充てる。

2 会費は、1人年額1,000円とし、毎年4月から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、町長の定める課において処理する。

附 則

この改正は、平成20年10月8日から施行する。

附 則 (平成28年1月21日)

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月14日)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。